

令和 7 年門真市教育委員会第 7 回定例会

開催日時 令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 2 時

開催場所 本館 4 階 委員会室

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 27 号 門真市立北巣本小学校敷地の設定について
- 日程第 4 議案第 28 号 令和 8 年度小学校使用教科用図書の採択について
- 日程第 5 議案第 29 号 令和 8 年度中学校使用教科用図書の採択について
- 日程第 6 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部学校教育課長	太田 雅貴
こども部保育幼稚園課長	竹田 晶則

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1

会議録署名委員の指名

八木下教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

議案第27号 門真市立北巢本小学校敷地の設定について
説明者 十河教育総務課長

議案書 1 ページから 3 ページまでをご覧ください。本件は、財産活用課所管の普通財産について、仮設校舎の建設に伴い、門真市立北巢本小学校の敷地の一部として、教育財産に設定するものでございます。

当該土地の地番及び面積につきましては、北巢本町 91 番 4 が 88.00 m²、92 番 6 が 62.80 m²、93 番 8 が 158.92 m²であり、敷地の設定は、本案件が可決されれば、事務手続きを進め、令和 7 年 7 月を目途に行う予定となっております。

なお、当該土地の位置につきましては、3 ページの図面にお示している通りでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第 28 号 令和 8 年度小学校使用教科用図書の採択について
説明者 太田学校教育課長

議案書の 4 ページをご覧ください。令和 8 年度に門真市立小学校において使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第 14 条、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書

を採択するものとする、との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を、採択する期間につきましては、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令、第 15 条第 1 項の規定により、4 年間と定められております。

また、令和 7 年 3 月 27 日、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知、令和 8 年度使用教科書の採択事務処理についてにより、小・中学校用教科書の採択については、令和 6 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこととされております。小学校では、5 ページに掲載しております一覧の教科用図書が採択されております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第 29 号 令和 8 年度中学校使用教科用図書の採択について
説明者 太田学校教育課長

議案書の 6 ページをご覧ください。令和 8 年度に、門真市立中学校において、使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第 14 条、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。との規定に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を、採択する期間につきましては、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令、第 15 条第 1 項の規定により、4 年間と定められております。

また、令和 7 年 3 月 27 日、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知、令和 8 年度使用教科書の採択事務処理についてにより、小・中学校用教科書の採択については、令和 6 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこととされております。中学校では、7 ページに掲載しております一覧の教科用図書が採択されております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

諸報告

番号 1 門真市幼児教育振興検討委員会における諮問及び委員について

報告者 竹田保育幼稚園課長

子どもたちの就学前と、小学校への円滑な接続を図るため、文部科学省などが推進している、幼保小の架け橋プログラムについて、本市でも取り組んでまいります。

このプログラムは、5 歳児から小学校 1 年生までの 2 年間で「架け橋期」と位置づけ、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。

本市におきましても、架け橋期の接続をさらに強化するため、架け橋期カリキュラムの検討を進めてまいります。

諸報告資料 1 ページをご覧ください。門真市幼保小の架け橋期カリキュラム策定にあたり、門真市幼児教育振興検討委員会に諮問し、今年度 3 回の開催を予定しております。この検討委員会での答申を踏まえ、市としての「基本案」を策定してまいります。

諸報告資料 2 ページをご覧ください。委員名簿にございますとおり、検討委員会には学識経験者をはじめ、民間園、公立園、学校関係者、そして市職員が参画し、多角的な視点から議論を進めてまいります。

—すべての報告が終了—

八木下教育長

閉会宣言 午後 2 時 08 分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 松宮 新吾